

おめでどうございませす！ 第37回鳥取市文化賞

11月3日、市の文化・芸術の振興に功績のあった人をたたえる「鳥取市文化賞」の贈呈式が仁風閣で行われました。今年度は以下のみなさんが受賞されました。

問 本庁舎文化芸術推進課
TEL 0857-20-33266



【書道】
むらかみちさ
村上千砂さん
71歳(田園町2丁目)



日展入選7回をはじめ、読売書法展幹事、日本書芸院一科審査員として活躍。県内では、県展の審査員や鳥取市民美術展の運営委員、審査員を歴任。平成20年から鳥取書道連盟理事長として、県東部の書道界をリードする。また、書道鳥取香環会を結成し、代表として仮名書道界を充実させた。作風は切れ味するどい線で緩急を折りまぜ、清々しい新しい仮名表現を展開している。

【文芸】
おぎきひろこ
尾崎寛子さん
80歳(立川町2丁目)



徹底した取材と磨き抜かれた文章には定評があり、数少ない女性文学者としてその存在は大きい。旅の記録集「蒼きまほろば」で、写真家・田賀久治氏と山陰地方の名所・旧跡をユニークな斬り口で「まほろば(すばらしい所)」と紹介した。平成4年から19年まで総合文芸誌「鳥取文芸」の編集委員を務め、平成7年から現在まで鳥取文芸協会副会長として鳥取市の文芸振興に努めている。

【洋画】
たなか
田中ひとえさん
73歳(用瀬町用瀬)



昭和44年、独立美術協会に初入選し現在まで43回入選する。独立美術協会を中心に活躍し、関西独立新人賞、関西独立奨励賞、兵庫独立美術展兵庫県知事賞、関西独立賞を受賞する。平成12年に帰郷後、毎年個展を開催するとともに鳥取市街地および用瀬町で精力的に絵画教室を主宰。鳥取市の美術振興に大きく貢献し、平成23年度川上貞夫奨励賞を受賞している。

平成25年度 小規模校特別転入希望者募集



小っちゃいことがでっかい魅力

児童数が少ない小規模校では、先生や友達としっかり関わり合えます。授業では少人数できめ細やかな学習指導が受けられます。そして何よりも、地域の特色である豊かな自然や文化を活かした様々な活動は、中山間地域の大きな魅力でもあります。

本市では、このような中山間地域の小規模校の特色を活かした教育が、ほかの校区の児童でも受けられるように、一定の条件のもと、中山間地域の小規模校への入学・転学を認めています。この制度を利用して、自然豊かな地域で小学生生活を送ってみませんか。

▼入学(転学)の条件

- ・市内に在住し、平成25年4月1日現在で小学校1～6年生の児童。
- ・児童の通学は、保護者の送迎か、公共交通機関の利用により行うこと。
- ・年度当初から1年間以上の通年通学をすること。

▼募集期間

12月3日(月)～平成25年2月28日(木)

※詳しくは、本市ホームページをご覧ください。
※学校見学や体験入学ができます。各学校または左記にお問い合わせください。

問 第一庁舎学校教育課

TEL 0857-20-3366
TEL 0857-29-0824
MAIL kv-gakkou@city.tottori.lg.jp

▶実施学校

神戸小学校	中砂見 936	TEL 0857-55-0007
東郷小学校	篠坂 6-1	TEL 0857-53-2542
明治小学校	松上 159	TEL 0857-56-0001
瑞穂小学校	気高町下坂本 48	TEL 0857-82-0361
逢坂小学校	気高町山宮 369-2	TEL 0857-84-2026
湖南学園小学校	六反田 1-5	TEL 0857-57-0021
西郷小学校	河原町牛戸 14-1	TEL 0858-85-0807



「ひとりで、悩まないで！」

～人権福祉センターの「人権・生活相談」～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 TEL 0857-20-3143



鳥取市人権福祉センター リーフレット

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員が問題解決のための支援を行っています。

人権福祉センター職員による支援

▼安心して相談いただける環境で、しっかりとご相談をお聴きします。

▼相談者一人ひとりの問題に合わせて、必要なさまざまな支援を制度横断的にコーディネートし、継続的に支援します。

▼ご希望に応じて、関係機関への同行や、専門相談員へ案内します。例えば、相談者が聞きたい

と思う事柄を上手く担当者に伝えることができないときには、聞きたい内容を確認しながら、相談者が納得のいく説明が受けられるように支援します。

専門相談員による支援

▼専門相談員（弁護士・カウンセラーなど）が、問題点を整理し、解決への糸口を見出すサポートを行います。

▼専門的な見解や助言が必要な相談に、弁護士が対応します。

▼カウンセリングによる心理的な援助を行いながら、問題解決に向けた支援を行います。

例えば、解決困難な問題を抱えたとき、あるいは長年にわたり問題が深刻化している場合、相談者の問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのため、カウンセリングにより、自身の解決の方向性を考える力を

引き出していきます。

めざすのはパーソナルサポート

人権福祉センターの「人権・生活相談」は、現在、注目されている「パーソナル・サポート・サービス（個別支援）」の実践であると言えます。

さまざまな困難を抱える人が増える中で、当事者に寄り添い歩走しながら個別的、継続的、包括的な支援を行うしくみの構築をめざしています。

大切なのは相談するところ

さまざまな課題を抱えて本当に困っている人ほど、「相

談窓口には行きにくい」、「何をどう話していいのかわからないので、相談することに抵抗を感じる」など、相談しないで悩んでいる実態があります。

ひとりで悩まないで、まずはご相談ください。

問 中央人権福祉センター（鳥取市幸町151人権交流プラザ内）

TEL 0857・24・8241

FAX 0857・24・8067

MAIL jin-choo@city.tottori.lg.jp

※人権福祉センターは、鳥取市内に分館を含めて11施設あります。詳細は、右記までお問い合わせください。

利用者の声を紹介します

- これまで色々なところで相談をしましたが、聞いてもらえてない気がして悲しくなっていました。センターで相談して気持ちを分かってもらえたので嬉しかったです。（女性 50代）
- 離婚して途方に暮れていた時、私と子どもたちに必要な制度を網羅して情報提供していただきました。支えてくださる存在が、力になりました。（女性 40代）
- 精神的に疲れ果て限界でしたが、その都度必要なことを説明していただき、窓口にも同行していただきました。問題が一つずつ解決することに前向きな気持ちになることができました。（男性 30代）
- 相談員のアドバイスや改善していく方法に救われた思いで、とても心が軽くなり元気になることができました。こうした相談業務をもっと広く市民に知らせてほしいと思いました。（女性 50代）